

# 総論



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化や労働環境・条件等により生じる健康格差が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、県民が健康で自立した生活期間の延伸を図り、生活の質(QOL)が向上することを目指します。

なお、本計画は平成25年3月に策定した「第二次生涯健康県おおいた21」、及び平成30年3月に改定した「第二次生涯健康県おおいた21中間評価・改定」を見直し、新たに「第三次生涯健康県おおいた21」として策定します。

### 2 計画の期間

令和6年度から令和17年度までの12年間を期間とします。

また、令和12年度に中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。